

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第17回特定個人情報保護評価専門部会		
事務局 (担当課)	総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時	令和5年1月6日(金) 午後1時～午後3時00分		
開催場所	Web会議		
出席者	委員	3人(別紙のとおり)	
	その他	19人(市民税課総括副主幹2名、同副主幹2名、同主査、同主任2名、同主事、資産税課総括副主幹、同担当課長、同主査2名、同主事 疾病対策課総括副主幹、新型コロナウイルスワクチン接種推進課担当課長、同主査、同主任、DX推進課主任、同主事)	
	事務局	5人(情報公開・文書管理課課長、同担当課長、同総括副主幹、同主査、同主任)	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由	審議内容が相模原市情報公開条例第7条第5号に該当することから、相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号に基づき、非公開。		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第16回特定個人情報保護評価専門部会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について <ul style="list-style-type: none"> ・地方税事務に関する特定個人情報保護評価について ・予防接種事務に関する特定個人情報保護評価について 3 その他 		

議 事 の 要 旨

1 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第16回特定個人情報保護評価専門部会会議録の承認について

第16回特定個人情報保護評価専門部会会議録（案）について承認し、行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

地方税事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。

実施機関である市民税課、資産税課から、資料に基づいて説明の後、質疑応答が行われた。

（慎委員）評価書の記載について、具体的な言葉で書く必要はないということよろしいか。他の市だと抽象的な言葉より具体的な言葉で書いてほしいという意見が多かったので、可能な限り明確に書いてもらいたい。もう少しわかりやすくなると思う。これは意見になるので、これで事務的に十分ということであれば大丈夫だと思う。

（齋藤部会長）11ページ委託の有無が6件だったものが5件に訂正でよろしいか。

（資産税課）そのとおりである。

（齋藤部会長）同様に25ページの委託の有無も4件が3件に訂正ということよろしいか。

（資産税課）そのとおりである。

（齋藤部会長）12ページ委託事項の2について、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法に専用線とある。再委託されているが、再委託先に専用線があるのか、再委託先の人から委託先に来て作業するのか。また、再委託の際のファイルの提供方法はどうなるのか。

（DX推進課）

委託先へのファイルの提供が専用線によると記載しているが、市役所本庁舎から、特定個人情報ファイルの保存されているサーバーが、専用線でデータセンターに繋がっているという意味であり、基本的にこの業務委託をしている委託先の業者については、本庁舎に来て、本庁舎内で作業をしている。

その意味で、提供の方法は専用線によると記載したが、再委託先の業者についても、委託先と同様に本庁舎に来てもらい、本庁内で作業している。委託先から特定個人情報ファイルが再委託先に、提供されるということは基本的にはないが委託、再委託先においても、専用線によって、特定個人情報ファイルに触れていただく。

（慎委員）専用線からしかアクセスできないシステムであるという認識で正しいか。

（DX推進課）そのとおりである。

（齋藤部会長）同ページ委託事項3、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法に紙とある。これはデータ入力する際に紙を渡すのか。再委託があった場合に

その紙をそのまま渡すのか、それとも職員が来るのか、具体的な事務の手続きが想像できないので教えていただきたい。

(市民税課) 書類の原本を、委託先の事業所に渡して事務をしている。

(齋藤部会長) 再委託があった場合はその書類をまた再委託先へ渡すのか。

(市民税課) 再委託について原則はしない方向であるが、それがやむを得ない事情、災害等の場合には、どうしても事務を止められないため、再委託の可能性がある。

(齋藤部会長) 再委託は原則行わないといっても行われる場合があるので、紙の取り扱いについては注意していただきたい。

(市民税課) 補足すると、委託業者については、市民税課が現場確認し、実際の作業スペース等、作業環境を確認してから、委託をしている。

再委託についても、それと同じような環境で、行ってもらうよう考えている。

(齋藤部会長) 個人宅で作業するようなことはないのか。

(市民税課) そのとおりである。

(齋藤部会長) 42ページの3特定個人情報の入手・使用の⑧使用方法で、申告データを取得し紙に印刷すると記載されている。これは提供するわけではないが、紙に印刷すると記載されていたので、どのような形で取り扱うかについてイメージを説明していただけたらと思う。

(市民税課) 税のデータは eLTAX というシステムで申告し、その税のデータを紙に印刷して、それを入力するという形になる。管理方法については、鍵付きの保管庫に保管している。

(齋藤部会長) 庁舎内で作業し、保管は鍵のある所で保管しているということでもよろしいか。

(市民税課) そのとおりである。

(慎委員) 43ページ6特定個人情報の保管・消去③消去方法について、紙の場合の削除方法についても1行追加したほうがよいと思う。

(市民税課) 検討する。

(齋藤部会長) 68ページの情報提供ネットワークシステムとの接続、リスク2安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク内の、パスワードについては、以前の評価のときに話したが、定期的に変更するのか。今は総務省のほうでパスワードは定期的に変更せずに、むしろ同じものを使うようにしていたと思われるが、定期的な変更のままでよろしいか。

(DX推進課) パスワードの変更が求められる理由は、国が作成したシステムを市が使っており、そのシステムの仕様上パスワードを変更せざるをえないという状況になっている。前回の指摘後、運営元のJ-LISにパスワードを変更しないようにできないかという要望は出している状況が、現在は変わっていないという状況になっている。

(松浦委員) 用語の確認であるが、5ページの符号と団体内統合宛名番号とは何か説明してほしい。

(DX推進課) まず団体内統合宛名番号は、各団体で付番する個人を特定する番号にな

る。使い道として情報照会や情報提供を、情報提供ネットワークを通して団体間で行う際に、セキュリティ上個人番号を使用した情報照会や情報提供ができないため、代わりに、団体統合宛名番号を用いて情報照会や情報提供を行うものである。符号についても、団体内統合宛名番号に紐づけるものになっており、団体内で違う符号が、付けられているが、こちらも情報照会や情報提供を行う際に使用する。

(松浦委員) 再委託について確認するが、原則禁止でやむを得ない場合のみに行うと記載されているが、災害など文字どおりやむを得ない場合に限定されていると理解してよいか。

(DX推進課) そのとおりである。

(慎委員) 個人番号が使えないことはセキュリティ上の問題でそのようになっている。安全と言えば安全であるが、変更しなければならない点もある。韓国で全部マイナンバーのようなものに統一されており、便利であるがいろいろ問題を起こしているので、どちらがいいかは言い切れない。ただ、団体番号は、その団体に対する番号という点でしっかりしているということによろしいでしょうか。

(DX推進課) そのとおりである。

次に、予防接種事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。実施機関である新型コロナウイルスワクチン接種推進課（以下、「ワクチン推進課」という）から、資料に基づいて説明の後、質疑応答が行われた。

(松浦委員) 今回、対象となる事務がすでに始まっており、事後評価であると聞いたが、いつから開始されたのか。

(ワクチン推進課) コンビニ交付につきましては、全国的には令和4年7月から開始しています。コンビニ事業者や多機能端末設置の状況により、本市に関しては令和4年8月から開始されている。

(慎委員) 委託についてしっかり管理できているか心配される。情報漏洩などが問題となるが、記載されていることを守れば問題ないと思う。

(ワクチン推進課) 引き続き、ここに書いてある事項について、きちんと守りながら、適切に管理を行う。

(慎委員) 事務的に実際行われる際に、例えば2人で確認して作業するなど、チェック項目はあるか。

(ワクチン推進課) コンビニ交付に限って言うと、コンビニ交付で使われているシステムは、主に国のシステムである。国との関係では、もちろんデータ自体は市町村が持っているデータであり、我々が全く無関係ではないが、国が事業者に対してチェックをして、監督をすることが規則上も規定され、国と市町村で合意する形式をとっている。実際コンビニ交付に限ると、日常的にチェックしている点はない。

(齋藤部会長) 20ページリスク2の不適切な方法で入手が行われるリスク内のサービス検索電子申請機能における追加措置の部分の2段落目については、市民がにわ

かりやすいように書いてもらいたい。

(ワクチン推進課) 検討する。

(齋藤部会長) 26 ページリスク3の従業者が事務外で使用するリスク内の予防接種システムにおける措置②の「異動権限あり」とは何か。これはアクセス権限のことか。わかりにくいので説明してほしい。

(ワクチン推進課) 「異動権限あり」というのは、前提としてその職員がアクセスをするにあたって、その職員のアクセス権限を設定できるものである。

表現についてはわかりやすくするよう検討します。

(齋藤部会長) 26 ページの特定個人情報の提供のルール内の「委託元の契約解除権を定め」とあるが、地方税の評価書では「違約金を含めた委託元の契約解除権を定めと」記載しているので、表現をそろえたほうがよいと考える。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
特定個人情報保護評価専門部会 委員出欠席名簿
(令和5年1月6日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	部会長
2	松浦 薫	弁護士	出席	副部会長
3	慎 祥揆	東海大学情報理工学部 コンピュータ応用工学科准教授	出席	